平成24年5月16日

亀岡市長 栗 山 正 隆 様

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会会 長 木 藤 伸一朗

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例の 一部改正等について(答申)

平成24年4月13日付け24総第1006号で諮問のあった上記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例の一部改正について

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例の一部改正についての 諮問事項は、以下の9点である。

- ① 開示請求に対して不開示とする根拠規定の見直し(第14条)
- ② 開示請求ができる代理人の範囲の見直し(第13条第2項)
- ③ 個人情報の存否を回答拒否できる規定の追加(第16条)
- ④ 開示請求書に不備があった場合に補正できる規定の追加(第21条)
- ⑤ 開示請求の対象文書に第三者の情報があった場合に、当該第三者に意 見を聴くことができる規定の追加(第22条)

- ⑥ 目的外利用及び外部提供ができる場合として、明らかに本人の利益になるときを追加(第10条)
- ⑦ 独立行政法人制度に対応した規定整備(第2条第2号ほか)
- ⑧ 個人情報を不正に取り扱う事業者への勧告等を行う規定の追加 (第29条~第31条)
- ⑨ 個人情報保護条例との整合性を保つため情報公開条例の一部改正

いずれも平成15年に制定された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び亀岡市情報公開条例との整合性並びに他市の個人情報保護条例の改正動向を踏まえた改正であり、個人情報に対する市民の意識が高まり、自己情報の開示請求が多様化している等の社会情勢の変化に対応するものであることから、妥当なものと考える。

2 亀岡市防犯カメラ取扱要綱の制定について

亀岡市防犯カメラ取扱要綱の制定理由は、安全・安心のまちづくりの施策の 一環として市が設置する防犯カメラの取扱いについて必要な事項を定め、もっ て市民の権利利益の保護を図ることにある。

本要綱の主な内容は、以下の6点である。

- ① 市が設置する防犯カメラの取扱いについて必要な事項を定め、もって市 民の権利利益の保護を図ることを目的とすること。(第1条)
- ② 市が設置し、不特定多数の人を継続的に撮影し、表示装置や記録装置を 備えるものであるカメラを対象とすること。(第2条)
- ③ 「防犯カメラ作動中」と記載する表示板の掲示を行うこと。(第5条)

- ④ 亀岡市個人情報保護条例の規定により、画像を外部に提供するときは、 個人の権利利益の保護のために必要な措置等を講じること。(第8条)
- ⑤ 苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。(第10条)
- ⑥ 適正な管理及び運用を図るための規定を設けること。(第3条、第4条、 第6条、第7条、第9条)

要綱の制定理由、内容を踏まえ、以下のような要綱の条文修正、運用上の課題及び防犯カメラ設置自体への慎重な意見を考慮して適切に制定、運用すること。

(1) 要綱の条文修正

要綱については、以下のような条文修正が必要と考える。

- ① 防犯カメラの設置の目的(第1条)については、安全・安心のまちづくりのためとしているが、より具体的に「犯罪防止」であることを明記するべきである。
- ② 防犯カメラについての統括担当課(第3条、第7条)については、その統括責任主体が明確になるよう「防犯担当課」とするのではなく、部課名を具体的に明記すべきである。
- ③ 防犯カメラで記録した画像の外部提供(第8条)については、原則としてできないこととし、例外として外部提供できる場合の基準を明確にして、拡大解釈により提供範囲が広がらないようにすべきである。

(2) 運用上の課題

現時点では防犯カメラの設置場所や性能等が未定であり、決まり次第、審議会に報告を求める。

(3) 意見

防犯カメラの設置自体について、一部の委員から次のとおり慎重な対応を 求めるべきとする意見があった。

- ① 自治体独自の防犯カメラについては京都府下では城陽市及び京田辺 市が設置し、あるいは設置を予定しているが、市役所内部での画像の取 扱いや警察など外部への画像提供については、プライバシー保護の観点 から極めて慎重に対処する必要がある。
- ② 犯罪抑止(自転車盗等)が目的であるなら、防犯カメラを設置するまえに、パトロール隊員の増員、特に若年層の参加等のより効果的な方策を検討すべきである。
- ③ 防犯カメラの設置を検討しているのは、不法駐輪自転車が多数放置されている場所であり、不法に駐輪された自転車の盗難を防止するために防犯カメラを設置するのは、費用面からも疑問がある。
- ④ 不法駐輪された自転車の盗難を防犯カメラにより抑止できるのか実効性に疑問がある。

本件に関し、審議に参加した審議会委員は、次のとおりです。

委 員(五十音順)

 池上
 素子
 内田
 孝
 木藤
 伸一朗
 楠
 善夫

 田中
 久美子
 張本
 昌義
 廣瀬
 千鶴子
 八木
 千佳

 八嶋
 正

以上 9名